

高知市立朝倉第二小学校いじめ防止基本方針

平成29年1月31日改訂

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条第1項）

いじめは人間として絶対に許されない行為であり、重大な人権侵害である。また、暴力をふるう、誹謗中傷するなどは犯罪行為であると捉え、学校はいじめられている児童を必ず守り通すという認識に立ち、全ての児童を対象にいじめの未然防止に努める。児童をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある人間へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、教職員が一体となって取り組みを行う。「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」と考える。

そこで、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

本校では、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合には、早期に解決できるよう、保護者や地域、関係機関と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。また、いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ①いじめの早期発見・早期対応に向けた組織的な取り組みを行う。
- ②いじめを許さない児童を育成する。
- ③教職員の人権意識の向上を図る。
- ④教育相談体制の充実を図る。
- ⑤保護者や地域、関係機関との連携を図る。

2 いじめの未然防止のための取組

児童一人ひとりの人格が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに取り組む。また、教員一人ひとりが分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わわせ、自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもてるように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることは「傍観者」であり、いじめを認める立場であることを理解させる。

（1）いじめを許さない雰囲気づくり

- ①「反いじめ4つのルール」に従い行動する。
 - I）私たちは他の人をいじめません。
 - II）私たちはいじめられている人を助けます。
 - III）私たちは一人ぼっちの人（仲間外れにされている人）を仲間に入れます。
 - IV）もし誰かがいじめられているのを見たら、学校や家の大人にそのことを話します。

②児童会活動への位置づけ

人と人との結びつきの基本である挨拶を中心に据え、関わりを豊かにし、思いやりや感謝の心をもって周囲に応えようとする心情を高めるため、いじめゼロを目指した児童会活動を推進する。

③道徳の授業を通して

自己肯定感を育てる道徳として位置づけ、「私たちの道徳」を活用して心と心の連携を図る。

④人権教育への位置づけ

身の回りの矛盾や不合理に気づき、いじめに対しても『許さない』人権意識の高揚に努める。

（2）自己有用感を高め自尊感情を育む教育活動

①一人ひとりが活躍できる学習活動

「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は、学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。

- ・縦割り班活動等の異学年交流の充実
- ・児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実
- ・児童が主体的に取り組める学習活動や自主学習プリントの工夫

②人との関わり方を身に付けるための活動

朝・帰りの会で、自分と他人では思いや考えが違うことに気付かせ、そんな中に認められる自分が存在することを感ずることで、自尊感情を育み明るく楽しい学校生活を送ることができるようにする。

③安心して自分を表現できる年間カリキュラムの作成

年間カリキュラムにおける活用する力の項目や内容を明確にし、見通しをもって学習に取り組める指導方法を工夫する。

④人とつながる喜びを味わう体験活動

友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行い、コミュニケーション力を育成する。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動の推進に努める。

3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

- ①「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教職員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくことが必要である。
- ②おかしいと感じた児童がいる場合には、学年団や生徒指導部会等の場において気付いたこととを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。
- ③様子に変化が見られる場合には教職員が積極的に働きかけを行い、児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめる。解決すべき問題がある場合には、養護教諭や学校・スクールカウンセラーと連携を取りながら、「教育相談活動」で当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
- ④「学校生活に関するアンケート」を年2回（6月・11月）を行い、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロの学校づくりを目指す。
- ⑤年2回（5月・10月）の「いじめアンケート」により、実践的な態度を養う道徳教育を推進する。

(2) いじめの早期解決のために、全教職員が一致団結して問題の解決にあたる。

- ①いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教職員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ②情報収集を綿密に行い、事実確認をしたうえで、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ③傍観者の立場にいる児童たちにもいじているのと同様であるということを指導する。
- ④学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
- ⑤いじめられている児童の心の傷を癒すために、学校カウンセラー・スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- ①いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。
- ②学校や家庭にはなかなか話することができないような状況であれば、少年補導センターのいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

①「生徒指導部会」

月1回全教職員で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報の交換、及び共通行動についての話し合いを行う。

②「いじめ防止対策委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、人権教育主任、生徒指導担当、児童支援担当、学年主任、養護教諭、学校カウンセラー・スクールカウンセラーによる「いじめ防止対策委員会」を設置する。

(* 必要に応じて当該学級担任)

- ・必要に応じて委員会を開催する。
- ・資料をもとに問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報交換、及び今後の対策についての話し合いをする。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。また、状況によっては「いじめ防止緊急対策委員会」を開催し敏速な対応を行う。教頭は、校長に報告し、校長の指示により迅速に支援体制をつくり、対処する。緊急を要する問題行動が発生したときに、「いじめ防止緊急対策委員会」を開催する。参加メンバーは以下の通りである。

校長、教頭、人権教育主任、生徒指導担当、児童支援担当、養護教諭、学年主任、当該学級担任

*必要に応じてPTA会長、学校カウンセラー・スクールカウンセラー、主任児童委員、校区青少協会長、医師等

(3) 教育委員会をはじめ関係機関と連携した組織

いじめの事実を確認した場合の高知市教育委員会への報告、重大事態発生時の対応等については、法に則して、高知市教育委員会に指導・助言を求めて学校として組織的に動く。

地域全体で、「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であるということから、PTAや地域の会合等で、いじめ問題をはじめ児童の健全育成などについての話し合いを進めることをお願いする。

期	月	「いじめ防止対策委員会」の取組	その他全職員での取組
前 期	4月	・いじめ未然防止への取組内容の検討 ・望ましい集団づくりのための取組内容の検討 ・いじめ等問題行動に対する学校方針の検討	・関係機関担当者の把握 ・学校いじめ等問題行動に対する方針の保護者への説明（PTA総会時） ・校内研修及び教育相談後の情報交換
	5月	・教育相談の取組内容の検討	・いじめアンケート ・学校生活アンケート
	6月		
	7月	・夏休み前までの取組の反省と夏休み後の取組の検討	
	8月		・校内研修（夏休み中の児童の様子についての情報交換）
後 期	9月	・前期取組の反省と後期の取組の検討	
	10月	・教育相談の取組内容の検討	・授業アンケート ・いじめアンケート ・校内研修及び教育相談後の情報交換 ・学校生活アンケート
	11月		
	12月	・冬休み前までの取組の反省と冬休み後の取組の検討	
	1月 2月	・後期の取組の反省と次年度の取組の検討	・冬休みの児童の様子についての情報交換
定期的 取組		<ul style="list-style-type: none"> ・児童の1日の振り返り（帰りの会等） ・職員協議会で児童についての情報交換（児童コーナー） ・学校生活向上のための話し合い（生徒指導部会、月1回） ・校内の人権教育の取り組みの話し合い（人権・特別支援教育部会、月1回） 	

5 検証・修正の実施

国は、「国の基本方針策定から3年の経過を目途として、法の施行状況等を勘案して、国の基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる」としている。

朝倉第二小学校においても、いじめの防止等に関する県・市の施策や学校の方針、緊急事態への対処等、学校の基本方針が適切に機能しているかどうかについて定期的に点検を行い、必要に応じて見直しを行うなど、必要な措置を講じる。

教職員のチェックシート等を参考にするとともに、状況に応じて外部からの意見も取り入れて、いじめ防止基本方針の見直しをしていく。

いじめのサイン発見チェックリスト (学級担任等)

(月 日～ 月 日) ○年○組 ()

場面	チェック項目	該当児童名
登校	1. 登校時間が遅れがちである。	
	2. 表情が暗く、あいさつの声が小さい。	
	3. 服装が汚れたり破れたりしている。	
健康観察	4. 欠席が続いている。	
	5. 腹痛や頭痛が続いている。	
	6. 話しかけても目を合わせようとしない。	
授業中	7. おどおどした様子が見られる。	
	8. 発表を笑われたり、からかわれたりしている。	
	9. 班やグループを作る時に孤立している。	
	10. 提出物や学習用具を続けて忘れる。	
	11. 教科書やノートに落書きが多く見られる。	
休み時間	12. 遊んでいる時にも笑顔が少なく、表情が暗い。	
	13. 呼び捨てやあだ名で呼ばれることが多い。	
	14. 職員室や保健室に出入りすることが多い。	
	15. 人目の付かない場所に行くことが多い。	
給食時間	16. 給食配膳時に避けられる様子が見られる。	
	17. 給食の食べ残しが多い。	
	18. 周囲の友だちと会話が弾まない。	
	19. 準備や片づけを押しつけられることが多い。	
下校	20. 下校時刻になっても学校に残ろうとする。	
	21. 一人で帰ることが多い。	
その他	22. 作品掲示物や机に落書きや破損が見られる。	
	23. 上履きなど物がなくなることがある。	
	24. 欠席の日にプリント類を届ける友だちが少ない。	
	25. 日記で嫌だったことなどをよく書いている。	
	26. 急激な成績や学習意欲の低下が見られる。	
○これまでの反省と今後の方針		

子どものサイン発見チェックリスト (家庭用)

年 組 ()

以下の項目を参考に、お子さまの様子を観察してみてください。当てはまる項目があり、それが度重なるようでしたら、学校まで御相談ください。

項 目	○×
1. 表情が暗くなり、言葉数が少なくなった。	
2. 学校のことをあまり話さなくなった。	
3. 朝から体の不調を訴え、登校をしづらくなった。	
4. 感情の起伏が激しくなり、親や兄弟姉妹に反抗したり、八つ当たりしたりするようになった。	
5. すり傷やあざ等を隠すようになった。(風呂にはいることや裸になることを嫌がる、自分でけがをしたという。)	
6. 家族と過ごすことを避け、部屋にひとりであることが多くなった。	
7. 友だちからの電話に、暗い表情が見られるようになった。	
8. 学用品をなくしたり、壊したりすることが増えた。	
9. 教科書やノートに落書きがあつたり、破られていたりするようになった。	
10. 衣類が破れていたり、汚れていたりすることが増えた。	
11. 食欲がなくなった。	
12. 最近、寝付きが悪かったり、夜中に何度も目を覚ましたりすることがある。	
13. 言葉遣いが乱暴になった。	
14. 家から品物やお金を持ちだしたり、金品を要求したりするようになった。	
15. 不審な電話や嫌がらせの手紙が来るようになった。	
16. 友だちからの電話で、急に外出することが増えた。	
17. 携帯電話やインターネットのメールを頻繁に気にするようになった。	
18. 投げやりで集中力が続かないようになった。	
19. 「引っ越しをしたい」「転校したい」と言うようになった。	
20. 友だちへの口調が命令口調になっている。	
21. 家で買った物ではない物を持っている。	
22. 家で渡した以上のお金を持っている。	

○上記以外で、お子さまの様子に気になることがありましたらお書きください。